



発行 東京都

目次

○東京都環境影響評価条例による調査計画書……………

……………(環境局総務部環境政策課)……………一

公 告

○東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………

……………(水道局)……………二

○東京都指定給水装置工事事業者の事業休止……………三

○東京都指定給水装置工事事業者の事業再開……………三

告 示

●東京都告示第七百五十三号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十条第一項の規定に基づき、(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業について、環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)の提出があったので、条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年五月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部
本部長 田中 伸和

二 対象事業の名称及び種類
新宿区西新宿六丁目五番一号 新宿アイランドタワー
十三階

(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業
高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、港区北青山三丁目に位置する敷地面積約二・二ヘクタールの土地に、業務、商業、宿泊、駐車場等の機能を持った高層建築物を建設するものである。

四 周知地域の範囲

港区 北青山一丁目、北青山二丁目、北青山三丁目、
南青山二丁目、南青山三丁目、南青山四丁目、
南青山五丁目、南青山六丁目及び西麻布二丁目
の区域

渋谷区 神宮前一丁目、神宮前二丁目、神宮前三丁目、
神宮前四丁目、神宮前五丁目、神宮前六丁目
及び渋谷四丁目の区域

新宿区 霞ヶ丘町の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、地盤水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間
令和二年五月二十一日から同年六月一日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 新宿区環境清掃部環境対策課

新宿区歌舞伎町一丁目四番一号

ウ 渋谷区環境政策部環境政策課

渋谷区宇田川町一番一号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

公 告

(三) 期限
令和二年六月九日

(四) 提出先
東京都環境局総務部環境政策課
郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和二年五月二十一日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

指定番号	商号	代表者	住所	廃止年月日
二五二九	有限会社 菱山工業	栄一	日野市日野三百九十八番地	平成二十八年十一月三十日
四一〇二	シナネン ファシリ ティーズ 株式会社	横尾 英男	港区海岸一丁目四番十二号シナネンビル二階	平成二十九年六月一日
二七三二	有限会社 須崎設備工業所	須崎 榮作	国分寺市並木町三丁目九番地八	平成三十年十一月三十日
五四一一	有限会社 新倉建設	新倉 正年	清瀬市中里三丁目千七百二十五番地の十四	平成三十一年一月十日

七〇五	有限会社 本堂工務店	本堂 定夫	台東区竜泉三丁目十五番六号	令和元年十二月二十八日
四四三二	有限会社 寺崎工業	寺崎 貞夫	練馬区大泉学園町八丁目二番二十八号	同月三十一日
四五一〇	有限会社 コーダ水工	甲田 正	東大和市中央二丁目八百六十七番地の十	同日
五一三二	有限会社 目黒工業所	目黒 琢治	町田市小野路町二千二百三十四番地五十五	同日
四七	三宮工業株式会社	三宮 晴子	港区新橋六丁目二十二番八号	令和二年一月十六日
三一九〇	石渡工業所	石渡 長秀	世田谷区桜新町一丁目六番十号	同月二十日
二七七九	株式会社 桑林工業所	桑林 陸夫	福生市志茂二百番地	同月二十七日
九二五一	阿部工業	阿部 勇	青梅市根ヶ布二丁目千三百六十八番六十八号	同月二十九日
九二七	有限会社 田野倉工業所	田野倉敏博	品川区西五反田六丁目十二番四号	同月二日
五〇三二	有信株式会社	卜部 理香	中野区江古田一丁目三十八番九号	同月五日
三三五八	有限会社 横山工業	横山 正徳	大田区大森北四丁目二	同月六日

三七五九	多賀建設株式会社	小平 英樹	新宿区新宿一丁目二十三番十六号	同月十日
三五〇八	戸倉工業株式会社	縄 康雄	国分寺市東戸倉一丁目十五番地二	同月十一日
一三五四	有限会社 金剛商会	笹本 英雄	大田区蒲田五丁目十一番十三号	同月十二日
三五七八	有限会社 大吉設備	藤本 隆民	大田区中央七丁目十六番二十号	同月十三日
三〇一九	佐久間工業所	佐久間晃一	八王子市叶谷町千八十一番地三	同月二十日
四〇六六	日恵設備	川崎 伸治	清瀬市元町二丁目一番二十八号	同日
三二四五	河村設備工業	河村 孝一	八王子市長房町九十番地二	同月二十四日
九五七一	東京配管	長瀬 真吾	東久留米市滝山六丁目三番十六号	同日
九七四四	青田設備	青田 知也	八王子市大楽寺町二百五十一番地十一	同日
九八三九	藤江設備	藤江 喜人	埼玉県川口市赤井四丁目二十九番一号アカイシティ二〇五号室	同日

三三四三	ノザキ不動産株式会社	野崎 耕蔵	北区田端新町三丁目十番四号	同月二十五日
五四二八	見目工業	見目 彰	練馬区高野台四丁目十一番二十一号	同日
四二七二	有限会社大東設備	鈴木喜兵衛	板橋区坂下一丁目十三番七号	同月二十六日
五〇二九	ロート・ルーター・サービス株式会社	村岡 武彦	杉並区高円寺南五丁目三十五番十五号	同日
五二九九	株式会社エーケン	佐藤 昇	神奈川県川崎市宮前区神木本町二丁目九番十号	同日
四〇八六	株式会社千代田工務店	古村 基	世田谷区千歳台一丁目三番六号	同月三十日
四六二〇	有限会社丸信工業	依田カズエ	中野区若宮一丁目四番六号	同日
三〇五四	秋川農業協同組合	私市 洋	あきる野市秋川三丁目一番地一	同月三十一日
三四三五	江戸川管工	佐古口量正	江戸川区上篠崎二丁目二十一番十号	同日
三五〇三	富士工業所	大芦 茂	世田谷区代沢一丁目二十五番十号	同日
三八六八	有限会社秋山 實		八王子市大同日	

四三三〇	有限会社フォームライト	但野 昭明	小平市小川東町五丁目二十番十四号	同日
四五一八	有限会社東都興業	品田 朝彰	品川区小山二丁目十二番五号	同日
五〇七八	株式会社ビルトヤスタ	唐鎌 五郎	江東区深川一丁目八番十五号	同日
五〇九〇	竹本設備	竹本 元	江戸川区松島二丁目三十四番二十三号	同日
五一九〇	株式会社大橋工務店	大橋 誠一	千葉県松戸市松戸千三百二十九番地	同日
五五五七	オーケー設備	小原澤洋一	茨城県北茨城市平潟町千六十一番地四十三舟小屋ハイツD一〇二	同日

東京都指定給水装置工事事業者の事業休止について

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の休止の届出があった。

令和二年五月二十一日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

指定番号	商号	代表者	住所	休止年月日
二七三〇	株式会社内野工務店	内野 隆一	国分寺市戸倉二丁目十五番地十五	令和二年三月二十四日
一九八六	大成設備株式会社	児玉 雅宏	新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル四十五階	同月三十一日

東京都指定給水装置工事事業者の事業再開について

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の再開の届出があった。

令和二年五月二十一日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

指定番号	商号	代表者	住所	再開年月日
八四九七	株式会社町田清掃	菅原久仁夫	町田市木曾東二丁目六番十八号	令和二年三月二十五日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

